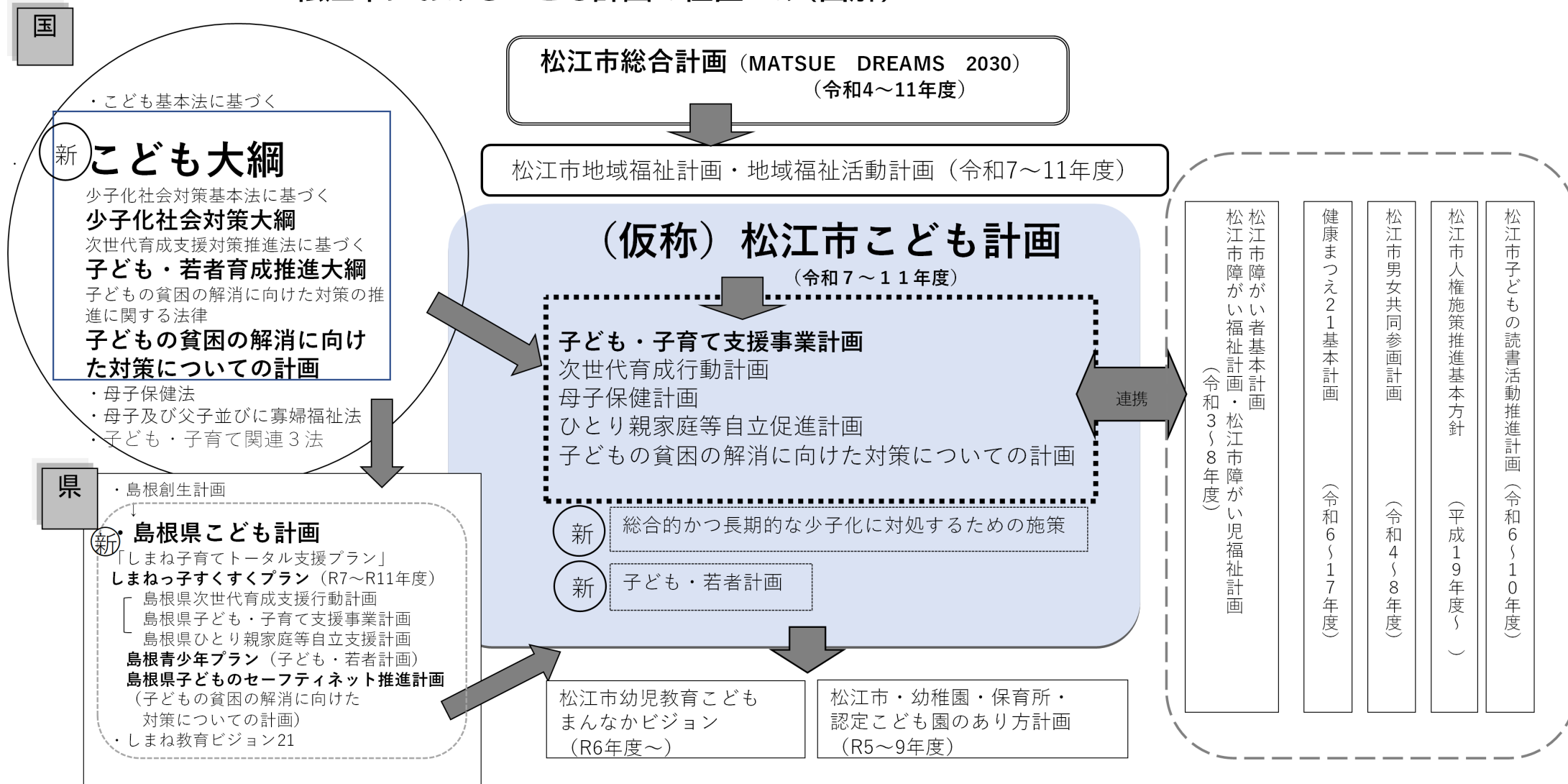


(仮称) 松江市こども計画 素案について



松江市におけるこども計画の位置づけ(図解)



計画の基本理念

松江市総合計画においては、2030年の市民の実感として『だれもが「ここに生まれてよかった」「ここで育ててよかった」と感じられる』ことを掲げています。また、平成27年3月に第1期計画として、令和2年3月に第2期計画として策定した「松江市子ども・子育て支援事業計画」では、一貫して『みんなで子どもを育む“子育て環境日本一・松江”』を基本理念に掲げながら、市民ニーズや地域特性を踏まえた子育てサービスの計画的な整備・充実を図ってきました。

このたび閣議決定されたこども大綱では、**全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。**

これらのことを踏まえ、「（仮称）松江市こども計画」は、『ここに生まれてよかった　ここで育ててよかった』を基本理念に掲げます。

[基本理念]

ここに生まれてよかった　ここで育ててよかった

第3章 計画の内容

基本方針1 生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

A 妊娠期から 幼児期	(1) 妊娠期・出産・幼児期までの保健・医療の提供	①切れ目ない妊産婦・乳幼児期の支援の充実 ②地域こども・子育て支援事業の充実 ③こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ④食育・歯育の推進
	(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	①乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実 ②就学前の教育・保育を提供する体制の確保 ③就学前の教育・保育の質の向上 ④就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進
B 学童期・思 春期	(1) 確かな学力の定着	①地域の教育力を活かした学校教育の充実 ②学校教育等における人権教育
	(2) 健康な体と心を育む環境づくり	①学童期の健康づくり ②「給食」を活用した食育の推進、歯育の推進 ③小児医療体制の充実 ④性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援 ⑤青少年の育成
	(3) 居場所づくり	①遊び場・生活環境の充実 ②安全・安心に過ごせる放課後等の対策
	(4) いじめ防止等、心のケアの充実	①いじめ防止 ②不登校のこどもへの支援 ③体罰や不適切な指導の防止 ④高校中退の予防、高校中退後の支援

C 青年期	(1) 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実	①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援と早期離職に対する支援
	(2) 結婚支援の充実	①結婚を応援する環境を整える
	(3) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実	①自立相談支援 ②就労準備支援 ③ニートやひきこもりに対する相談体制の充実
D 子育て当事者への支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①児童手当等の給付 ②こどもの医療費負担の軽減 ③就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減 ④就学に伴う経済的支援
	(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援	①地域こども・子育て支援事業の充実【再掲】 ②地域全体で子育てを支える取組 ③家庭の子育て力向上の推進
	(3) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	①多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施 ②企業における仕事と子育ての両立支援 ③保護者の就労支援 ④男性の家事育児参画促進
	(4) ひとり親家庭への自立支援	①子育て・生活支援 ②経済的支援 ③就業支援 ④養育費の確保 ⑤各機関、他自治体との連携

基本方針2 誰ひとり取り残さない ～個別のニーズに応じたきめ細かい支援～

(1) こどもの貧困対策	①相談支援体制の充実 ②居場所づくり ③教育の支援 ④経済的支援
(2) 障がい児等への支援・医療的ケア児等への支援	①教育・保健・福祉・医療等が連携した早期発見・相談支援体制の充実 ②障がいのあるこどもが地域で体験活動と交流ができる取組 ③福祉サービスによる障がいのあるこどもへの支援の充実 ④インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
(3) 外国人のこどもへの支援	①多文化共生の地域づくり ②帰国・外国人児童生徒等、日本語指導が必要なこどもへの支援 ③多様化・複雑化する外国人のこども・家庭への相談窓口の機能強化
(4) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーの支援	①児童虐待予防対策の充実 ②児童虐待の早期発見と支援の充実 ③社会的擁護体制の推進 ④ヤングケアラーへの支援
(5) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	①こどもを犯罪などの被害から守るための活動 ②こども・若者の自死予防と心のケア ③性犯罪・性暴力対策 ④非行防止と自立支援
(6) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	①慢性疾病、難病のあるこどもと家族への支援 ②小児医療から成人医療への円滑な移行に向けた支援

基本方針3 みんな大切 みんな幸せ ～個人が尊重され活躍できる機会の充実～

(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

- ①こども・若者が権利の主体であることの共有と人権教育の推進
- ②こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- ③こどものSOSの出し方に関する教育の推進
- ④こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

- ①多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ②こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の充実
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ④若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

1 生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

本文	本文 (こども向け)	【継続】 現行の計画にも記載があるもの 【部分追加】 現行の計画にもあるが、見直しや拡充等により、記載内容に追加があるもの 【新規】 現行の計画に記載がなく、この度新たに記載するもの
----	---------------	--

A 妊娠期～幼児期

(1) 妊娠期・出産・幼児期までの保健・医療の提供				
①切れ目ない妊産婦・乳幼児期の支援の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
妊婦の健康づくり	・安心してこどもを生むことができる環境をつくります。	・母子保健コーディネーターの配置及び子育て支援分野との連携により、多岐にわたるサービス調整、総合的な相談対応を実施するとともに、妊娠・出産に係る知識の普及啓発に努めます。	こども家庭支援課	継続
		・妊婦健診の14回の助成を継続し、定期的な健康チェックの機会の確保と、経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭支援課	継続
		・産科医療機関との連携等により、ハイリスク妊婦の早期把握に努め、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。	こども家庭支援課	部分追加
		・父親の妊娠出産育児に対する知識を深めるための学習の機会を提供します。	こども家庭支援課	継続
		・妊婦とパートナーに対し、歯科検診を実施し、歯と口腔の健康づくりを推進します。	健康推進課	継続
産婦の健康づくり	・安心して子育てできる環境をつくります。	・産後の育児不安や負担の軽減を図るため、産後ケアの継続、拡充に努めます。	こども家庭支援課	部分追加
		・保健所や産科医療機関などと、親子の健康管理上の課題を共有し、切れ目ない妊娠・出産支援体制の整備を検討します。	こども家庭支援課	継続
	・育児不安やストレスの把握と軽減を図ります。	・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な親子の把握に努め、「こんにちは赤ちゃん訪問」等により、タイムリーに産後の相談・支援を実施します。	こども家庭支援課	継続
不妊治療の支援	・不妊で悩む夫婦を支援します。	・医療保険適用の不妊治療及び人工授精に対し、自己負担の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	子育て給付課	継続
		・生殖補助医療（体外受精及び顕微鏡受精）、先進医療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成します。	子育て給付課	部分追加

乳幼児の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4 か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。	こども家庭支援課	継続
		・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。	こども家庭支援課	継続
		・4 か月児健診、1 歳6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児健診を継続して実施します。	こども家庭支援課	継続
		・各種健康教育、健康相談を継続して実施します。	こども家庭支援課	継続
		・各健診においてこどもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談等の場で適切な支援につなぎます。	こども家庭支援課	継続
		・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」等を、3 歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。	発達・教育相談支援センター	継続
		・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、 保健師や栄養士等 が個別の相談に応じます。	こども家庭支援課	部分追加
こどもの急病に対応できる環境の整備	・こどもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。	・こどもの急病時の不安解消や対処方法の参考となる情報をホームページで周知します。	保健衛生課	継続
		・休日・夜間のこどもの急病で心配なときに電話で相談ができる＃8000（島根県こども医療電話相談）を周知します。	保健衛生課	継続
		・市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。	市立病院	継続

②地域こども・子育て支援事業の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
利用者支援事業の実施による相談体制の充実	・保護者が子育て支援事業や教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	こども家庭支援課	継続
	・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。			継続
子育て支援情報の提供の充実	・ホームページやX、新聞、TV などを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子健康手帳アプリ」「赤ちゃん手帳」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	こども家庭支援課	継続
子育て支援拠点事業の充実	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、 各サテライトと地域（公民館等） で連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	こども家庭支援課	部分追加
訪問型子育てサポート事業の利用促進	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスを行います。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。	こども家庭支援課	継続
		・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	こども家庭支援課	継続

多胎児養育家庭サポート事業	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から、多胎児を妊娠・育児している家庭へサポーターを派遣し、家事・育児・外出支援を行います。(48 時間/年、みつごは96 時間/年)利用料は無料です。	こども家庭支援課	継続
ファミリーサポートセンター事業の利用促進	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まつえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、Xなどを活用し、事業の周知を図ります。	こども家庭支援課	継続
		・兄弟姉妹で同時利用した場合や低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。		新規
子育て自主サークル等への支援	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。	こども家庭支援課	継続
公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師等が参画し協力するなどの支援を行います。	健康推進課	継続
地域との連携	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	こども家庭支援課	継続
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所・幼稚園等が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。	保育所幼稚園課	継続
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に子育て支援に携わる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	こども政策課	継続

③こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり	・母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と協働して実施します。	こども家庭支援課	継続
		・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりを推進します。	健康推進課	部分追加
		・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援を推進します。	健康推進課	部分追加

④食育・歯育の推進				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
「食育」「歯育」活動の展開	・行政、ヘルスポランティア協議会、健康まつえ21推進隊、保育所・幼稚園等が連携し、関係機関の協力を得ながら、食育と歯育を行います。	・食育・歯育の課題を共有し、地域、保育所、幼稚園等において、一貫性のある取組を行います。	こども家庭支援課	継続
			健康推進課	継続
乳幼児期からの栄養・食習慣・歯みがき習慣指導等の実施	・地区の乳幼児教室、離乳食と歯の教室、乳幼児健診などにおいて、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣の形成のための助言を行います。	・乳幼児健診において、栄養士、歯科衛生士、保健師が指導を行うとともに、各種教室や子育て支援センターでの事業を通して、親子で取り組む食習慣・歯みがき習慣指導等の意識啓発を行います。	こども家庭支援課	継続
保育所・幼稚園等、学校での「食」に関する学習の推進	・こども自身が自然の恵みに感謝する気持ちを持ち、望ましい食習慣やマナーを身に付けることができる「食育」を推進します。	・保育所・幼稚園等、家庭、地域、行政が連携して、幼児に対し食育の企画や実践を増やします。	保育所幼稚園課	継続
		・学校では、学校給食を活用した取組として、親子料理教室や学校訪問、バイキング給食を実施します。	学校給食課	継続
歯の健康の推進 (むし歯・歯周病予防の推進)	・乳幼児期を通して、歯科健診及び歯と口腔の健康づくりを支援していきます。	・1歳6か月児健診及び3歳児健診において、歯科検診、歯科相談を行います。また1歳6か月児健診でフッ化物塗布受診券を配布し、むし歯予防の推進、及びかかりつけ歯科医での予防管理の定着を図ります。	こども家庭支援課	部分追加
		・公立保育所・幼稚園等において、フッ化物洗口やブラッシング指導を進めます。	保育所幼稚園課	継続

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

①乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実

施 策	内 容	具体的方策	担当課	
本の読み聞かせの啓発	・絵本の読み聞かせを通した親子の情緒的交流を支援します。	・乳幼児健診時におすすめの絵本リストの配布や、読み聞かせの大切さについて情報提供を行います。	こども家庭支援課 中央図書館	継続 継続
		・本の読み聞かせの充実を図るため、ボランティアやNPOなどの市民団体と協働し、読み聞かせを実施します。	こども家庭支援課	継続
図書館の充実	・「松江市こどもの読書活動推進計画」に基づき、こどもへの読書支援に取り組めます。	・子育て支援センター、保育所・幼稚園等と連携し、親子で本に触れる機会の充実を図ります。	中央図書館	継続
子育て支援センターの「つどい」の開催	・親子のふれあい遊びや季節の行事、親子で文化・芸術にふれる体験などの提供を行います。	・あいあいや各地域のサテライトで「つどい」を開催し、こどもの心やからだを育てる体験を提供します。	こども家庭支援課	継続
児童館による遊び場の提供	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	保育所幼稚園課	継続
妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備	・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めます。	・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場の配置を適切に実施します。	健康福祉総務課	継続
		・公園をはじめとする市内公衆トイレにおいて、優先整備ゾーンや整備するトイレのランクを定めた「松江市公衆トイレの整備計画」を策定し、あらゆる方々が利用しやすいトイレ環境になるよう計画的に整備を進めます。	公園緑地課	継続
こどもの体験を広げる取組等の情報提供	・さまざまな団体が実施するこどもの体験を広げる事業やイベント等の情報を提供します。	・ホームページ等を活用し、情報提供を行います。	こども家庭支援課	継続

②就学前の教育・保育を提供する体制の確保

施 策	内 容	具体的方策	担当課	
必要量に応じた就学前の教育・保育を提供する体制の確保	・各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前の教育・保育を提供する体制を確保します。	・認可保育所・認定こども園・公立幼稚園及び幼保園・私立幼稚園を基本として提供体制を確保します。	こども政策課	継続
		・保育ニーズには認可保育所及び認定こども園で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所及び認定こども園の利用定員の弾力化などを継続して実施します。	こども政策課	継続
		・年度中途の入所を受け入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。	こども政策課	継続
		・国の補助制度等を活用した保育所等施設整備を進め、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。	こども政策課	継続
		・老朽化した施設の新築や改修、 <u>また、空調設備更新や遊具の新設など機能強化に繋がる環境改善</u> を行います。	保育所幼稚園課	部分追加

公立幼稚園の再編	・公立幼稚園の再編に取り組みます。	・こどもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えるため、令和4年度に策定した「松江市幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」をもとに、園児数が減少している公立幼稚園の再編に取り組みます。	こども政策課	継続
保育所における特別な支援が必要なこどもの受入れの充実	・各認可保育所で特別な支援が必要なこどもの受け入れを行います。	・私立保育所等に対し、障がい児保育事業、発達促進保育事業による支援を継続して実施します。 ・公立保育所で特別な支援が必要なこどもの受け入れを行います。	保育所幼稚園課 保育所幼稚園課 発達・教育相談支援センター	継続 継続 継続
幼稚園における特別支援教育の充実	・特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・幼保園における特別支援教育の充実を図ります。	・特別支援幼児教室の設置、特別支援教育指導員等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。	こども政策課 発達・教育相談支援センター	継続 継続

③就学前の教育・保育の質の向上				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
就学前の教育・保育内容の指導監督の実施	・教育・保育の内容について、保育所・幼稚園等の指導監督を行います。	・保育所・幼稚園等の運営基準の確認を行うなかで、教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育の内容について指導や監督を行います。	こども政策課	継続
体罰や不適切な指導の防止	・保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員を対象に、園における不適切なかかわりや指導の防止に関する研修会を開催し、不適切な保育の未然防止を図ります。	こども政策課	新規
教職員に対する研修や指導の充実	・保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の教職員を対象に教育・保育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、相互の理解と連携を深めます。	こども政策課	継続
	・保育所・幼稚園等に対し、保育や調理に関する指導を行います。	・幼児教育アドバイザー、管理栄養士による訪問指導を実施します。 ・保育所・幼稚園等が行う自主研修を支援します。	こども政策課 こども政策課	継続 継続
	・公立幼稚園に対し、教育に関する指導を行います。	・公立幼稚園に対し、指導主事による訪問指導を行います。	こども政策課	継続
		・松江市幼稚園教育研究会が行う初任者研修、実践発表会を支援します	こども政策課	継続
地域等との連携による質の向上	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、こどもの経験を広げます。	・こどもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、保育所・幼稚園等が行う地域住民との交流を支援します。	保育所幼稚園課	継続
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用	・公民館を中心に、教育・保育に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	こども政策課	継続
保育所・幼稚園等における人権教育の推進	・保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、人権教育を推進し、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・教育・保育活動全体を通じて日常的に人権教育の推進に取り組みます。	こども政策課	継続
		・保育所・幼稚園・認定こども園の訪問指導を実施し、教職員の資質向上を図ります。	人権男女共同参画課	継続
		・保育所・幼稚園等の教職員を対象に、人権に関する研修を実施し、「 <u>こどもの権利条約</u> 」について理解を深めます。	こども政策課 人権男女共同参画課	部分追加

④就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
学びの基礎力の育成	・松江市内の保育所・幼稚園等で育った子どもを同じ視点で育て、学びの基礎力をもって小学校へ入学できるよう取組を進めます。 ・保幼小の職員が、年齢に応じたこどもの教育上の課題を共有できる取組を進めます。	・ 幼保育所・幼稚園等及び小学校の教職員を対象に、「松江市保幼小接続カリキュラム（平成25年12月作成）」を実践するための研修を行います。	こども政策課	継続
		・ 同一小学校区内の保育所・幼稚園等で「学ぶ力」をつなげていくための場を設け、各小学校区内での一年間の過ごし方についての情報共有や連携を図ります。	学校教育課	継続
一人ひとりのこどもの情報の共有化促進	・ 保幼小の教職員の連携により、一人ひとりのこどもの個性を生かせるよう情報の共有化を進めます。	・ 研修会を保幼小合同で実施し、職員の連携促進を図ります。	こども政策課 学校教育課	継続 継続
		・ 就学に向けて、また就学後においても保幼小が連携しこどもの育ちを支えます。	こども政策課 学校教育課	継続 継続
保幼小の交流活動の推進	・ 就学前児童と小学校児童との交流活動等を推進し、小学校への円滑な就学を進めます。	・ 各保育所・幼稚園・小学校等で就学前児童と小学校児童との交流を継続して行います。	こども政策課	継続
			学校教育課	継続
学園（中学校区）での連携推進	・ 学園（中学校区）の保幼小及び地域との連携を推進します。	・ 各学園の学園教育推進会議等への保育所・幼稚園の代表者の委員参加を進めます。	学校教育課	継続
円滑な接続に向けた家庭の支援	・ 保護者に向けて小学校生活の手がかりとなるような情報提供を行います。	・ 幼稚園・保育所・認定こども園と家庭が連携して「生活する力」を育み小学校生活の見通しを立てることができるよう、情報共有の冊子等を保護者に提供します。	こども政策課	継続

1生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

B 学童期・思春期

(1) 確かな学力の定着

①地域の教育力を活かした学校教育の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
小中一貫教育（学園教育）の推進	・こどもたちの健やかな成長を図るために地域の教育力を生かし、幼児期から義務教育9年間の発達を見すえて、一貫した指導体制を構築します。	・学園（中学校区）ごとに、地域や児童・生徒の実態を踏まえ、それぞれの校区の特色を生かし、地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	学校教育課	継続
児童生徒の学力向上への取組	・小中一貫教育を基軸に各学園（中学校区）で共同した学力向上の取組を進めます。	・各学校で工夫した授業づくりを進めるため、指導主事による学校訪問指導を行います。 ・国・県等の学力調査事業を分析し、授業改善等対策に生かします。	学校教育課	継続 継続
情報・グローバル社会に対応できるこどもを育てる取組	・こどもたちの学習意欲を高め、主体的に伝え合い学び合う力を身に付けさせるために、教育の情報化を進めます。	・ICTを活用した授業が行えるよう環境整備を行うとともに、情報活用能力の系統的な指導を行います。 ・情報リテラシー及びコミュニケーション能力の育成を推進します。	学校教育課	継続 継続
	・学校図書館活用教育で探究的な学習を進め、こどもの思考力・判断力・表現力等を育成します。	・学校司書を全小・中・義務教育学校に配置し、読書、学習、情報のセンター機能の充実を図ります。 ・公立図書館と学校図書館などのネットワークを構築し、蔵書の共有化を進めます。		継続 継続
	・キャリア教育を実施し、グローバル社会の中で自立した生活ができる人材を育成します。	・小・中・義務教育学校が連携した系統的キャリア教育を推進するため、「まつえ『こども夢☆未来』塾」の開催、職場体験学習などを行います。 ・小・中・義務教育学校でふるさとに関する学習を年間20時間以上実施します。		継続 継続
	・「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ人材を育成するために、小中一貫教育による発達段階に応じた系統的なふるさと教育を行い、社会人になるための基礎的な力を育成します。	・各校区の特色のある歴史文化、産業や特産物、環境などについて、体験を通して総合的に学べるよう取り組みます。 ・発達段階に応じて地域に貢献する活動を実施します。		継続 継続
	・外国語教育により、児童生徒の英語における聞く力や話す力を伸ばし、英語への興味関心やコミュニケーション能力を高めます。	・小・中・義務教育学校及び女子高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置します。 ・こどもたちが英語を学んだ成果を発揮できるよう、各種コンテスト等を実施します。		継続 継続
体育・健康教育の充実	・「かしこい体づくり」と「体力の向上」を推進します。	・体育の指導主事による、研修会の開催や学校訪問による体育授業の指導を行います。	学校教育課	継続
	・健康的な生活習慣の育成を目指します。	・各校での保健学習や保健指導を通し生活習慣病予防や正しい食習慣の定着の推進に努めます。		継続
	・電子メディアがこどもに及ぼす影響を踏まえ、正しい生活習慣と情報を正しく活用する能力を身に付けるよう支援します。	・児童生徒が自身の生活習慣や電子メディアとの望ましい付き合い方を考え、見直すことができるよう発達段階に応じた取り組みを実施します。（メディア学習推進員の派遣、メディア教育研修会・講演会の開催）		継続
きめ細やかな児童生徒への指導と支援	・不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。	・小・中・義務教育学校にサポートワーカー等を配置し、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を充実します。 ・青少年相談室での相談活動や学習活動を充実させ、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を支援します。	生徒指導推進室	継続 継続
	・誰もが居心地がよい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。	・アンケートQUを活用してこどもの学級に対する満足度を確認しながら、親和的な学級集団づくりを進めます。		継続
	・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。	・学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。		継続
小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実	・小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実を図ります。	・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とするこどもたちの支援を行う特別支援教育支援員を配置します。	発達・教育相談支援センター	継続
		・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助を行う特別支援学級介助員を配置します。		継続
		・指導主事等による小・中・義務教育学校の訪問指導や相談を行います。		継続
		・教職員を対象とした研修会を開催します。		継続

②学校教育等における人権教育				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
学校教育における人権教育の推進	・学校における人権教育を推進することにより、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・様々な人権課題について、教科や道徳科などを通じて、こどもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。	人権男女共同参画課	継続
		・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図るとともに、教職員人権教育研修会の中で「こどもの権利条約」について理解を深めます。	人権男女共同参画課	継続

(2) 健康な体と心を育む環境づくり				
①学童期の健康づくり				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
学童期の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・心やからだの健康に関する課題について学校や関係機関との連携を強化します。	こども家庭支援課 健康推進課	継続 継続
②「給食」を活用した食育の推進、歯育の推進				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
「給食」を活用した食育推進	・地場農産品の使用割合の向上に取り組むとともに、「給食」そのものを教育媒体とした食育を推進します。	・地域の伝統食材や季節の伝統料理を給食に活用することで、地場農産品の消費拡大、及び食文化の継承を進めます。	学校給食課	継続
「食育」「歯育」活動の展開	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、学校などが連携し、関係機関の協力を得ながら、食育と歯育を行います。	・食育・歯育の課題を共有し、地域、学校等において、一貫性のある取組を行います。	健康推進課	継続
③小児医療体制の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
こどもの急病に対応できる環境の整備 【再掲:1-A-(1)-①】	・こどもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。	・こどもの急病時の不安解消や対処方法の参考となる情報をホームページで周知します。	保健衛生課	継続
		・休日・夜間のこどもの急病で心配なときに電話で相談ができる＃8000（島根県こども医療電話相談）を周知します。	保健衛生課	継続
		・市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。	市立病院	継続
④性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
性と健康に関する教育の推進	・学習指導要領に基づき、学校での性と健康に関する教育を推進していきます。	・保健授業を中心に性と健康に関する教育を行うとともに、関係機関などの出前講座の活用を進めることで、普及啓発にも努めていきます。	学校教育課	新規
プレコンセプションケアの推進	・女性やカップルが将来の妊娠のために健康管理を促す取組を推進します。	・各地区において、健康教育や健康相談を通して若い世代からの健康づくりの大切さを周知・啓発する取組を進めます。	こども家庭支援課 健康推進課	新規 新規
⑤青少年の育成				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
体験学習の充実	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動に子どもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、子どもたちと地域との交流を推進します。	生涯学習課	継続
青少年健全育成の推進	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。	生涯学習課	継続
青少年支援センターの充実	・困難を抱える青少年の支援、関係機関のネットワーク強化に取り組みます。	・困難を抱える青少年や家族などから相談を受け一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促します。 ・関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めます。	青少年支援室	部分追加 新規

(3) 居場所づくり				
①遊び場・生活環境の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
公園などの施設の利用促進	・身近な遊び場の情報を提供します。 ・公園整備を計画的に進めます。	・「おでかけマップ」やアプリ、ホームページを通した情報発信の充実により、身近な遊び場の利用を促進します。	公園緑地課	部分追加
		・既存公園において老朽化した遊具の更新や維持管理を行い、市民と一緒に「使いやすい」「使いこなせる」公園づくりを進めます。		部分追加
		・児童遊園地整備事業補助金制度を継続し、町内会等が維持管理する児童遊園地の整備を支援します。		部分追加
児童館による遊び場の提供	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	保育所幼稚園課	継続
②安全・安心に過ごせる放課後等の対策				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
放課後こども総合プラン	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後こども教室推進事業を実施します。	・一休型の児童クラブ及び放課後こども教室を令和11年度までに22箇所設置します。	生涯学習課	継続
		・職員の質の向上と同事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。		継続
		・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。		継続
【放課後こども総合プラン】 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。	生涯学習課	継続
		・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。		継続
		・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されるよう支援していきます。		継続
【放課後こども総合プラン】 放課後こども教室推進事業	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。	生涯学習課	継続
地域と連携した放課後づくり	・こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・こどもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、こどもに関わる活動団体・組織が連携して、こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	生涯学習課	継続

(4) いじめ防止等、心のケアの充実			
①いじめ防止			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
きめ細やかな児童生徒への指導と支援 【再掲:1-B-(1)-①】	・誰もが居心地がいい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。	・アンケートQUを活用してこどもの学級に対する満足度を確認しながら、親和的な学級集団づくりを進めます。	生徒指導推進室
	・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。	・学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。	
いじめ相談電話ホットライン	・こどもや保護者が相談できる直通の電話を設置します。	・いじめに関する相談だけでなく、友人関係、学校生活、家庭生活、子育ての悩みなど広く相談に応じます。	生徒指導推進室
②不登校のこどもへの支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
スクールソーシャルワーカーを活用した支援	・学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用します。	・不登校をはじめとする生徒指導上の課題を持つ学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して保護者支援や福祉等との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境へ働きかけて改善や解決を図ります。	生徒指導推進室
きめ細やかな児童生徒への指導と支援 【再掲:1-B-(1)-①】	・不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。	・小・中・義務教育学校にサポートワーカー等を配置し、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を充実します。	生徒指導推進室
		・青少年相談室での相談活動や学習活動を充実させ、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を支援します。	生徒指導推進室
③体罰や不適切な指導の防止			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
教職員を対象にした不祥事防止のための校内研修の充実	・体罰や不適切な指導を含めた不祥事を防止するために、各学校・園が定期的に校内研修を実施し、教職員の資質向上や意識強化を図ります。	・各学校・園が実施する不祥事防止のための校内研修の状況を把握するために、報告書の提出を年に2回求めます。	教育総務課
④高校中退の予防、高校中退後の支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課

継続

継続

継続

継続

継続

継続

新規

1生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

C 青年期

(1) 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実

①高等教育の修学支援、高等教育の充実			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
奨学金の貸与・給付	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。	教育総務課
		・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。	
専修学校の支援、高等教育の振興・充実	・市内専修学校の経営を支援し、もって松江市における高等教育の振興及び充実に図ります。	・専修学校における教育・研究に係る経費を補助します。	教育総務課

継続

継続

新規

②就労支援と早期離職に対する支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
高校生地元就職支援事業	・地元企業への優秀な人材確保と高校生の円滑な就職を支援するとともに就職におけるミスマッチの防止や定着率の向上などを図り、雇用の長期安定化を目指します。 ・地域や地元企業の魅力を知る機会を提供します。	・松江市、安来市、雲南雇用対策協議会、公共職業安定所の主催により、高校等の進路指導担当者と企業採用担当者の就職に関する情報交換会を開催します。	定住企業立地推進課
		・市内高校、島根県と協力し、「地元企業ガイダンス」を各学校において開催します。	
中海圏域就業支援連携事業	・中海4市（松江市・米子市・安来市・境港市）で学生等を対象とした広域連携による就業支援事業を実施し、圏域内の雇用促進によって定住人口増を図ります。	・中海4市で「中海圏域就業支援連携事業推進協議会」を組織し、新規雇用の開拓、就業相談や学生等の就業支援に資するイベントを開催します。	定住企業立地推進課

新規

新規

(2) 結婚支援の充実			
①結婚を応援する環境を整える			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
結婚対策の充実	・独身男女が互いに出会う機会を創出します。	・中海・穴道湖・大山圏域の市町村等が一体となった実行委員会を組織し、出会い創出イベントを島根、鳥取両県で開催します。	定住企業立地推進課
	・関係団体が連携し、結婚への機運醸成を図ります。	・県やボランティア団体等と連携し、情報の共有と連携を図ります。	

継続

継続

(3) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実			
①自立相談支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
自立相談支援事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・生活困窮者に対する総合相談窓口として、相談者の個別ニーズを把握し、必要な支援を実施します。	生活福祉課

継続

②就労準備支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
就労準備支援事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・直ちに一般就労が困難な方に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、「生活自立」「社会自立」「就労自立」の段階別に就労支援プログラムを実施します。	生活福祉課

③ニートやひきこもりに対する相談体制の充実			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
ひきこもり対策の推進	・ひきこもり専門相談として、公認心理師による相談支援を行います。	・ひきこもりに悩む本人や家族の気持ちをうかがい、今後について一緒に考え、必要な対応を行います。	家庭相談課
	・ひきこもりに関する正しい知識の普及・啓発を行います。	・ひきこもりに関する正しい知識の普及を図るための広報や出前講座を実施します。	
青少年支援センターの充実	・困難を抱える青少年の支援、関係機関のネットワーク強化に取り組みます。	・困難を抱える青少年や家族などから相談を受け一人ひとりの状況に応じた支援により、 <u>社会的自立を促します。</u>	青少年支援室
		・関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めます。	

新規

新規

部分追加

新規

1生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減				
①児童手当等の給付				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
経済的支援	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。	・児童扶養手当の給付を行います。	子育て給付課	継続
②こどもの医療費負担の軽減				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
こどもの医療費負担の軽減	・医療費助成を継続して実施し、経済的な負担を軽減します。	・ <u>中学3年生までの医療費を無償化するとともに、高校生年代の医療費負担も軽減</u> します。	子育て給付課	部分追加
経済的支援	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業の利用料金、小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療費助成などについて、経済的な負担の軽減を行います。	保育所幼稚園課	継続
			こども家庭支援課	継続
		・医療費が1割負担となる福祉医療助成（ひとり親）について、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。	子育て給付課	継続
③就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減	・利用者負担の軽減により、経済的支援を行います。	・保育料軽減を継続して実施します。	保育所幼稚園課	継続
		・小学6年生以下に兄弟姉妹がいる世帯のうち第3子以降のこどもの保育料を無料にします。		継続
		・小学6年生以下に兄弟姉妹がいる世帯のうち第3子以降のこどもの副食費を無料にします。		継続
④就学に伴う経済的支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
奨学金の貸与・給付 【再掲1-C-(1)-①】	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。	教育総務課	継続
		・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。		継続
就学援助制度	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。	・給食費や学用品費など学校で必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。	学校教育課	継続

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

①地域こども・子育て支援事業の充実【再掲:1-A-(1)-(2)】

施策	内容	具体的方策	担当課	
利用者支援事業の実施による相談体制の充実	・保護者が子育て支援事業や教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	こども家庭支援課	継続
	・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。			継続
子育て支援情報の提供の充実	・ホームページやX、新聞、TVなどを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくれます。	・「母子健康手帳アプリ」「赤ちゃん手帳」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	こども家庭支援課	継続
子育て支援拠点事業の充実	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、 <u>各サテライトと地域（公民館等）</u> と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	こども家庭支援課	継続
訪問型子育てサポート事業の利用促進	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスを行います。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。	こども家庭支援課	継続
		・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。		継続
多胎児養育家庭サポート事業	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へ <u>サポーターを派遣</u> し、家事・育児・外出支援を行います。(48時間/年、みつごは96時間/年)利用料は無料です。	こども家庭支援課	部分追加
ファミリーサポートセンター事業の利用促進	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まっえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、Xなどを活用し、事業の周知を図ります。	こども家庭支援課	継続
		・兄弟姉妹で同時利用した場合や低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。		新規
子育て自主サークル等への支援	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。	こども家庭支援課	継続
公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師等が参画し協力するなどの支援を行います。	健康推進課	継続
地域との連携	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	こども家庭支援課	継続
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所・幼稚園等が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。	保育所幼稚園課	継続
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に子育て支援に携わる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	こども政策課	継続

②地域全体で子育てを支える取組				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
教育・保育に係る各地域の人的資源の活用 【再掲:1-A-(1)-②】	・公民館を中心に、教育・保育に係る人材や企業・団体とつながる体制づくり	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集のうえ、リスト化し活用方法を検討します。	こども政策課	継続
小中一貫教育（学園教育）を地域で支える取組の推進	・学園（中学校区）ごとに、保育所・幼稚園等・小・中・義務教育学校が地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	・各学園の学園教育推進会議において連携を促進します。	学校教育課	継続
		・学園教育推進会議への保育所・幼稚園等の代表者の委員参加を進めます。	学校教育課	継続
保育所・幼稚園等における地域等との連携による教育・保育の質の向上の促進	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、こどもの経験を広げます。	・こどもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、保育所・幼稚園等が行う地域住民との交流を支援します。	保育所幼稚園課	継続
健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり 【再掲:1-A-(1)-③】	・母子保健推進員や食生活改善推進員と、地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員、食生活改善推進員と協働して実施します。	こども家庭支援課	継続
		・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりを推進します。	健康推進課	部分追加
		・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援を推進します。	健康推進課	部分追加
健康に関する地域団体と行う「食育」「歯育」活動の展開 【再掲:1-A-(1)-④】	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、保育所・幼稚園等、学校など、情報交換や連携を推進し、食と歯の地区活動を展開していきます。	・地区活動を主軸とし、関係団体等との活動を通して身近な場で、食と歯の連動した意識啓発を行います。	こども家庭支援課	継続
			健康推進課	継続
子育て自主サークル等への支援 【再掲:1-A-(1)-⑤】	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行います。	こども家庭支援課	継続
子育て支援事業における地域との連携 【再掲:1-A-(1)-⑥】	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	こども家庭支援課	継続
	・地域に開かれた保育を実施します。	・保育所・幼稚園等が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。	保育所幼稚園課	継続

地域と連携した放課後づくり 【再掲:1-B-(3)-②】	・こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・こどもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、こどもに関わる活動団体・組織が連携して、こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	生涯学習課	継続
家庭や地域の子育て力向上の推進	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。	こども家庭支援課	継続
		・保育所・幼稚園等の子育て講座開催を支援します。	保育所幼稚園課	継続
	・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組みます。	・PTAや保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割やこどもとのかかわり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり、気づいたりすることができる講座の開催を支援します。	生涯学習課	継続
		・親楽ファシリテーターの養成をします。また、親楽ファシリテーターの交流及び研修として「親楽カフェ」等を開催します。さらに広報紙を発行し、活動の様子等を紹介します。	生涯学習課	継続
地域と連携して行うこどもの安全対策	・こどもに対する防犯教育や交通安全教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園等・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。	・交通安全教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。	総務課	継続
		・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。	総務課	継続
	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・登下校時の見守り活動などを推進します。		継続
防犯灯・道路照明灯などの整備	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくりま す。	・ <u>町内会</u> ・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助を行います。	市民生活相談課	部分追加
		・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。	道路課	継続
		・PTAや学校と連携しながら、こどもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。	生徒指導推進室	継続
地域における防犯ボランティア活動の支援	・防犯ボランティア活動の充実を図り、こどもたちが安心して生活できる環境をつくりま す。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	総務課	継続
妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備 【再掲:1-A-(2)-①】	・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めま す。	・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場の配置を適切に実施します。	健康福祉総務課	継続
		・公園をはじめとする市内公衆トイレにおいて、優先整備ゾーンや整備するトイレのランクを定めた「松江市公衆トイレの整備計画」を策定し、あらゆる方々が利用しやすいトイレ環境になるよう計画的に整備を進めます。	公園緑地課	継続

③家庭の子育て力向上の推進				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
家庭や地域の子育て力向上の推進 【再掲:1-D-(2)-②】	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。	こども家庭支援課	継続
		・保育所・幼稚園等で行われる子育て講座開催を支援します。	保育所幼稚園課	継続
	・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組みます。	・PTAや保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割やこもとの関わり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり気づいたりすることができる講座の開催を支援します。	生涯学習課	継続
		・親楽ファシリテーターの養成をします。また、親楽ファシリテーターの交流及び研修として「親楽カフェ」等を開催します。さらに広報紙を発行し、活動の様子等を紹介します。		継続
保護者への電子メディア対策の推進	・電子メディアがこどもの成長や発達に及ぼす影響を踏まえ、保護者が望ましい活用方法を身に付けるよう支援します。	・母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に、メディアに関するチラシ等を配布し保護者に対して意識啓発を行い、こどもの望ましい生活リズムづくりにつなげます。	こども家庭支援課	継続
		・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校で行われる保護者を対象とした研修会に、講師を派遣する等の支援を行います。	こども政策課	継続
		・各校及び学園（中学校区）一斉のメディアコントロールウィークの実施、学習公開日におけるメディア学習等を通して、保護者への啓発を図るとともにこどもの自己コントロール能力を育成します。	学校教育課	継続

（３）安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

①多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
保育サービスの充実	・働き方に応じた保育サービスを提供し、子育てと仕事の両立支援や在家庭での子育て支援を行います。	・延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり保育等地域子育て支援事業の拡充に努めます。	保育所幼稚園課	継続
		・幼稚園で一時預かり保育を実施します。		継続
特別支援学級在籍児童の長期休業中の預かりの実施	・市立小学校の特別支援学級に在籍し、児童クラブに在籍していない児童を夏休み期間中に預かり、児童の健全育成並びに保護者の就労支援や育児負担軽減を図ります。	・2校程度の小学校で実施します。	生涯学習課	継続
病児・病後児保育の実施	・集団保育が困難な病気療養中及び回復期の児童を預かります。	・病児・病後児保育を継続して実施します。	保育所幼稚園課	継続
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	・夜間の保護者の仕事や病気などの際、児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業を実施します。	・ひとり親家庭や夜間に仕事が多い家庭などを支援するため、トワイライトステイ事業を実施します。	こども家庭支援課	部分追加
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	・子育て短期支援（ショートステイ）事業を実施します。	・保護者の疾病、出産、また仕事の出張などにより、家庭においてこどもを一時的に養育することが困難となった場合に一時的に児童を預かるショートステイ事業を実施します。	こども家庭支援課	部分追加
認可外保育施設利用に対する支援	・認可外保育施設を利用する児童・保護者に対して支援を行います。	・保護者が円滑に認可外保育施設を利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。	こども政策課	継続
		・国・県の制度を活用して支援を行います。	保育所幼稚園課	継続

放課後こども総合プラン 【再掲:1-B-(3)-②】	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後こども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後こども教室を令和11年度までに22箇所設置します。	生涯学習課	継続
		・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。		継続
		・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。		継続
【放課後こども総合プラン】 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 【再掲:1-B-(3)-②】	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。	生涯学習課	継続
		・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。		継続
		・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されるように支援していきます。		継続
【放課後こども総合プラン】 放課後こども教室推進事業 【再掲:1-B-(3)-②】	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。	生涯学習課	継続

②企業における仕事と子育ての両立支援

施 策	内 容	具体的方策	担当課	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	・安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。	・まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの活動を通じて、仕事と育児・介護などの家庭生活との両立が図れるよう、職場環境づくりを進めます。	人権男女共同参画課	継続

③保護者の就労支援

施 策	内 容	具体的方策	担当課	
就業支援	・「ひとり親家庭総合相談」を核として就業支援を行います。	・「ひとり親家庭総合相談」を核とし、「ハローワークプラス」やその他の関係機関と連携しながら就業支援を行います。	子育て給付課	継続
子育て・生活支援	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	・関係機関と連携して生活支援や就業支援を行います。	子育て給付課	継続
就労準備支援事業 【再掲:1-C-(3)-②】	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・直ちに一般就労が困難な方に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、「生活自立」「社会自立」「就労自立」の段階別に就労支援プログラムを実施します。	生活福祉課	継続

④男性の家事育児参画促進

施 策	内 容	具体的方策	担当課	
男性の家事育児参画促進	・男性を対象とした男女共同参画学習を実施します。	・男性を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。 ・家事、育児、介護などに関する学習の場多くの男性が参加できるよう積極的な呼びかけを行い、参加を促します。	人権男女共同参画課	継続 継続

2 誰ひとり取り残さない ～個別のニーズに応じたきめ細かい支援～

			【継続】現行の計画にも記載があるもの
	本文	本文 (こども向け)	【部分追加】現行の計画にもあるが、見直しや拡充等により、記載内容に追加があるもの
			【新規】現行の計画に記載がなく、この度新たに記載するもの

(1) こどもの貧困対策

①相談支援体制の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
相談体制の充実	・全ての世代、全ての方を対象とした相談体制を充実させていきます。	・全ての世代、全ての方を対象とした身近な相談窓口として設置している「ふくしなんでも相談窓口（サテライト）」の設置を進め、地域のさまざまな相談をワンストップで受け止め、支援につなげます。	健康福祉総務課	新規
地域の相談機関の充実	・保育所、認定こども園、幼稚園が地域の子育て相談機能を担います。	・妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援を行う施設が相談機能の役割を担い、かつ、行政と密接な連携を図ることで、様々な支援メニューにつなぐ方策について検討します。	こども政策課	継続
			こども家庭支援課	継続
子育て世帯・ <u>ヤングケアラー等</u> 訪問支援事業	・ヘルパーによる家事・育児の支援	・家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、 <u>ヤングケアラー等</u> がいる家庭にヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行うことにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども家庭支援課	部分追加
ヤングケアラー・コーディネーターを活用した施策	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめ、あらゆる関係機関、関係者と連携し、適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化を図るため、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「 <u>ヤングケアラー・コーディネーター</u> 」の配置します。	・ <u>ヤングケアラー・コーディネーターを配置し</u> 、関係機関と連携して相談対応を行うとともに、実態把握、啓発活動等に取り組みます。	こども家庭支援課	部分追加
こどもからの相談対応	・学校、保育所等におけるこどもからの相談対応	・貧困等、こどもの困りごとについて、学校や保育所等で相談しやすい環境の整備に努め、こどもの声に耳を傾けながら、早期発見により必要な支援につなげます。	生徒指導推進室	継続
			こども政策課 こども家庭支援課	継続 継続
乳幼児の健康づくり 【再掲:1-A-(1)-①】	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。 ・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。 ・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、 <u>保健師や栄養士等</u> が個別の相談に応じます。	こども家庭支援課	継続 継続
				部分追加
子育て支援拠点事業の充実 【再掲:1-A-1-②】	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトや公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	こども家庭支援課	継続
利用者支援事業の実施による相談体制の充実【再掲:1-A-(1)-②】	・保護者が子育て支援事業や教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	こども家庭支援課	継続
訪問型子育てサポート事業の利用促進【再掲:1-A-(1)-②】	・子育てホームサポーターが子育て家庭を訪問し、一時的保育とともに悩み相談やアドバイスをしています。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	こども家庭給支援課	継続
多胎児養育家庭サポート事業 【再掲:1-A-(1)-②】	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へ <u>サポーター</u> を派遣し、家事・育児・外出支援を行います。(48時間/年、みつごは96時間/年)利用料は無料です。	こども家庭支援課	部分追加

養育費の確保【再掲:1-D-(4)-④】	・養育費取得に関する支援	・養育費の取得について、法テラスや ブリエール が実施する法律相談や 専門機関が実施する相談事業に関する情報 を提供します。 また、公正証書作成費用等の補助を行います。	子育て給付課	部分追加
児童虐待予防対策の充実	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。 ・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」（保健師や助産師の全戸訪問）による支援を行います。 ・出産後に家族からの育児支援が受けられずまた、他のサービスも利用できない状況で、養育が困難な家庭にヘルパーを派遣します。	こども家庭支援課	継続 継続 継続
子育て支援情報の提供の充実 【再掲:1-A-(1)-②】	・ホームページやX、新聞、TVなどを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子健康手帳アプリ」「赤ちゃん手帳」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	こども家庭支援課	継続
自立相談支援事業 【再掲:1-C-(3)-①】	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・生活困窮者に対する総合相談窓口として、相談者の個別ニーズを把握し、必要な支援を実施します。	生活福祉課	継続

②居場所づくり				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
居場所づくりにかかる相談支援	・こどもの居場所づくりを行う団体に対し、情報提供を行うとともに、適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・活用可能な補助金等の情報収集を行い、リストを作成します。	こども政策課	継続
	・養育環境等に課題を抱えるこどもに対して居場所となる場を提供し、必要な支援を行います。	・こどもの居場所の提供体制の整備に向けた準備を図ります。		新規
児童館による遊び場の提供 【再掲:1-A-(2)-①】	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	保育所幼稚園課	継続
子育て支援拠点事業の充実 【再掲:1-A-(1)-②】	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトや公民館と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	こども家庭支援課	継続

③教育の支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
生活困窮世帯への支援	・生活困窮世帯の 中学2年生 、3年生に対する学習支援を行います。	・生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の 中学2年生 、3年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。	生活福祉課	部分追加
奨学金の貸与・給付 【再掲:1-D-(1)-①】	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。 ・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。	教育総務課	継続 継続
就学援助制度【再掲:1-D-(1)-①】	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。	・給食費や学用品費など学校に必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。	学校教育課	継続
スクールソーシャルワーカーを活用した支援【再掲:1-B-(4)-②】	・学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用します。	・不登校をはじめとする生徒指導上の課題を持つ学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して保護者支援や福祉等との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境へ働きかけて改善や解決を図ります。	生徒指導推進室	継続
サポートワーカー等を活用した支援【再掲:1-B-(1)-①】	・不登校や問題行動など、多様な課題を抱えるこどもに対し、寄り添いながら適切な支援を行うサポートワーカー等を学校に配置して校内外の連携を図ります。	・サポートワーカーやこどもと親の相談員が、関わるこどもや家庭について校内で情報共有し、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、関係機関と連携して解決を図ります。	生徒指導推進室	継続
いじめ相談電話ホットライン 【再掲:1-B-(4)-①】	・こどもや保護者が相談できる直通の電話を設置します。	・いじめに関する相談だけでなく、友人関係、学校生活、家庭生活、子育ての悩みなど広く相談に応じます。	生徒指導推進室	継続

④経済的支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
経済的支援【再掲:1-D-(1)-①②③】	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。 ・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・児童扶養手当の給付を行います。	子育て給付課	継続
		・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業の利用料金、小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療費助成などについて、経済的な負担の軽減を行います。【再掲】	保育所幼稚園課	継続
			子育て給付課	継続
		・医療費が1割負担となる福祉医療助成（ひとり親）について、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。	子育て給付課	継続
住居確保給付金事業	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・離職等により住居を失い生活に困っている方、または住居を失う恐れのある方に対して、安心して就職活動ができるように一定期間、家賃補助を行います。（注）収入等の要件があります。	生活福祉課	継続
家計改善支援事業		・家計に課題を抱える方に対して、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、家計管理能力の向上を図るとともに、必要に応じて債務整理・滞納解消のための窓口同行や資金貸付のあっせんを行います。	生活福祉課	継続

（2）障がい児等への支援・医療的ケア児等への支援

①教育・保健・福祉・医療等が連携した早期発見・相談支援体制の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
教育・保健・福祉・医療等が連携した一貫した乳幼児期からの早期発見・相談支援体制の充実、及び早期からの特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とするこどもに対して、教育・保健・福祉・医療等の各機関が連携した相談支援体制を充実します。	・関係機関が情報を共有し、乳幼児期から青年期に向けた一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。	発達・教育相談支援センター	継続
		・保護者に寄り添い、在籍所・園と連携し丁寧な就学相談を行います。		継続
		・サポートファイル「だんだん」の活用により、一貫した支援体制を推進します。		継続
		・保育所・幼稚園等における特別支援教育の充実を図ります。		継続
教育・保健・福祉・医療等が連携した一貫した乳幼児期からの早期発見・相談支援体制の充実、及び早期からの特別支援教育の推進	・各関係機関や団体等との連携を推進し、発達障がい等への対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。	・関係機関連絡会議等を開催します。	発達・教育相談支援センター	継続
		・特別な支援が必要な幼児の療育の充実を図ります。		継続
		・心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）を引き続き実施します。		継続
		・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。		継続
		・保護者を対象とした子育て支援講座を開催します。		継続
母子保健事業における支援	・各種健診において、特別な支援を必要とするこどもが、適切な支援につながるよう取り組みます。	・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診において、保護者にこどもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談やエスコの相談等の場で適切な支援につなぎます。	こども家庭支援課	継続
		・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。	発達・教育相談支援センター	継続

②障がいのあるこどもが地域で体験活動と交流ができる取組				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
障がいのあるこどもが地域で体験活動と交流ができる取組	・障がいのあるこどもたちが、地域の人と交流できる環境づくりを継続して行います。	・障がい児の取組を知る機会として、特別支援学校などで制作された創作作品を公共施設等で展示します。	障がい者福祉課	継続
		・地域での働く体験を支援する「しごとチャレンジ」事業を実施します。		継続
		・障がい者理解や手話に係る出前講座を通じて、地域における障がいへの理解者の増を図ります。		継続

③福祉サービスによる障がいのあるこどもへの支援の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
福祉サービスによる障がいのあるこどもへの支援の充実	・障がいのあるこどもに関する相談支援体制の充実と、成長段階に応じた切れ目ない支援を行います。	・「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として、エスコ、特別支援学校を始め関係機関との連絡会や研修等を通じて連携を強化します。	障がい者福祉課 (発達・教育相談支援センター)	継続
		・障がい児支援連携会議において、障がいのあるこどもに対する支援に係る課題の共有を行っていくとともに、関係機関・組織の連携により、当該課題への対応を行います。		継続
	・各年度におけるサービス利用量の見込みや支給決定者数の推移等に基づき、障害福祉サービスを提供する体制を確保します。	・国の補助制度等を活用した障害福祉施設及び事業所の整備を進め、必要量に応じた利用定員の確保を図ります。あわせて、老朽化した施設・事業所の改修を行います。		新規
	・福祉のサービスや制度を必要な方が確実に利用していただけるように、本人・家族への制度周知及びコーディネートを行うとともに、研修等により、各福祉サービスの一層の質の向上を図ります。	・保護者、学校や医療機関に対して、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい福祉サービスに関する情報を広く分かりやすく提供します。	障がい者福祉課	継続
		・保護者が病気等の際、障がいのあるこどもの一時的な預かりを行うレスパイト事業や日中一時支援・短期入所等のサービスを提供します。		継続
		・各種研修・講座を通じて、各障がい福祉サービスについて、一層の質の向上を図ります。		継続

④インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
インクルーシブ教育システム構築のための、教育・保健・福祉・医療等の連携による早期からの一貫した相談、支援体制の充実、及び特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とするこどもに対して、教育・保健・福祉・医療等の各機関が連携した早期からの相談支援体制を充実します。 【再掲:2-(2)-①】	・関係機関が情報を共有し、乳幼児期から青年期に向けた一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・サポートファイル「だんだん」の活用により、一貫した支援体制を推進します。【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
	・各関係機関や団体等との連携を推進し、発達障がい等への対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。 【再掲:2-(2)-①】	・関係機関連絡会議等を開催します。【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・特別な支援が必要な幼児の療育「にこにこ教室」の充実を図ります。 【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）を引き続き実施します。	こども家庭支援課	継続
	・保育所・幼稚園等と小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。【再掲:2-(2)-①】	・保育所・幼稚園等、小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・指導主事等により、保育所・幼稚園等の訪問指導や相談を行います。 【再掲:2-(2)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
	・小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実を図ります。（多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進等）	・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を市内全域で効果的に推進するため、橋南橋北の拠点校(小学校)に推進指導員を配置します。	発達・教育相談支援センター	新規
		・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とするこどもたちの支援を行う特別支援教育支援員を配置します。【再掲:1-(1)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助を行う特別支援学級介助員を配置します。【再掲:1-(1)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・指導主事等による小・中・義務教育学校の訪問指導や相談を行います。【再掲:1-(1)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・教職員を対象とした研修会を開催します。【再掲:1-(1)-①】	発達・教育相談支援センター	継続
		・こどもたちの実態や障がい特性に応じた教室等の環境整備を行います。	発達・教育相談支援センター	新規
	・医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。	・医療的ケア児の受け入れ体制を整えます。	保育所幼稚園課 こども家庭支援課 発達・教育相談支援センター（小・中）	新規

外国人のこどもへの支援			
①多文化共生の地域づくり			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
多文化共生への理解促進	・国際理解促進のための講座等を開催します。	・学校や公民館などで国際交流員等による出前講座を実施します。	国際観光課
日本人住民と外国人住民との交流促進	・日本人住民と外国人住民との交流の機会を創出します。	・多文化共生イベントの開催します。	国際観光課
②帰国・外国人児童生徒等、日本語指導が必要なこどもへの支援			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
日本語学習機会の充実	・日本語教室を拡充します。	・日本語教室と連携したイベントを開催します。	国際観光課
	・日本語学習のための情報を周知します。	・日本語学習に関する情報をホームページやSNSで発信します。	
帰国・外国人児童生徒等への支援	・帰国・外国人児童生徒への教育の機会確保のため、日本語学習を支援します。	・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等へ、日本語指導協力員等を派遣し、該当児童生徒の日本語能力に合わせて日本語指導を行います。	学校教育課
③多様化・複雑化する外国人のこども・家庭への相談窓口の機能強化			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
公共施設のサインや行政・生活情報の多言語化	・庁舎等公共施設のサインの多言語化、行政・生活情報の多言語化を行います。	・庁舎等公共施設のサインや行政・生活情報についてやさしい日本語や英語等多言語化します。	国際観光課
行政窓口での通訳体制の整備	・国際交流員やICTを活用して翻訳・通訳等を行います。	・国際交流員による通訳、電話通訳や翻訳機器で多言語対応します。	国際観光課
外国人住民のための相談体制の充実	・外国人相談窓口を設置します。	・外国人相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談に対応します。	国際観光課
4) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援			
①児童虐待予防対策の充実			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
児童虐待予防対策の充実 【再掲:2-(1)-①】	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。 【再掲:2-(1)-①】	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。【再掲:2-(1)-①】 ・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」（保健師や助産師の全戸訪問）による支援を行います。【再掲:2-(1)-①】 ・出産後に家族からの育児支援が受けられず、他のサービスも利用できない状況で、養育が困難な家庭にヘルパーを派遣します。【再掲:2-(1)-①】 ・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、地域での見守りや支え合う体制を整備し推進します。	こども家庭支援課
②児童虐待の早期発見と支援の充実			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
児童虐待の早期発見と支援の充実	・児童虐待に関する啓発活動を行います。 ・保健・医療・福祉・教育関係者や学識経験者などで構成する要保護児童対策地域協議会で、児童虐待を含む要保護児童等の実態及び課題を共有し支援します。	・11月の「 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 」でポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行います。 ・市民を対象にした出前講座を行います。 ・年1回の代表者会議、年8回の実務者会議、必要に応じて実施する個別事例検討会議を開催します。 ・対応する職員は各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。 ・保育士、幼稚園教諭、教員、保健師等に対し、児童虐待の早期把握・早期支援の対応力を高めるための研修を行います。	こども家庭支援課
③社会的養護体制の推進			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
社会的養護体制の推進	・被虐待児童等保護を必要とするこどもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、人権を保障され、かつ自立のために適切な援助が受けられるよう県と連携して支援を行います。	・児童相談所と連携し里親制度の啓発を行います。 ・里親からの相談に対応します。 ・里親や児童養護施設も要保護児童対策地域協議会の委員として参加し、要保護児童等の実態及び課題の共有を行います。	こども家庭支援課

④ヤングケアラーへの支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
ヤングケアラー・コーディネーターを活用した施策【再掲:2-(1)-①】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめ、あらゆる関係機関、関係者と連携し、適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化を図るため、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置します。	・ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、関係機関と連携して相談対応を行うとともに、実態把握、啓発活動等に取り組みます。	こども家庭支援課	部分追加
子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業【再掲:2-(1)-①】	・ヘルパーによる家事・育児の支援	・家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行うことにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども家庭支援課	部分追加
(5) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組				
①こどもを犯罪などの被害から守るための活動				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
こどもの安全対策【再掲:1-D-(2)-②】	・こどもに対する交通安全教育や防犯教育を徹底し、被害防止を図るとともに、保育所・幼稚園等・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。 【再掲:1-D-(2)-②】	・交通安全地区教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。【再掲:1-D-(2)-②】	総務課	継続
	・スクールバス、生活バスなどの利用も含め、登下校の安全確保を図ります。	・必要な地域においては、スクールバスを引き続き運行し、登下校時の安全を確保します。	学校管理課	継続
	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。 【再掲:1-D-(2)-②】	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。【再掲:1-D-(2)-②】	総務課	継続
		・登下校時の見守り活動などを推進します。【再掲:1-D-(2)-②】		継続
ネットトラブルやネット犯罪からこどもを守るための予防と対策の推進	・通学路安全対策会議の開催と通学路安全対策プログラムの実施を行い、通学路の安全確保に努めます。	・関係者による通学路安全点検と危険箇所改善要望箇所の現場点検を通し、通学路の安全対策を実施します。	生徒指導推進室	継続
	・ネットによるトラブルや犯罪の予防についての学習や研修会を実施します。	・こどもの発達段階に応じた内容を系統的に配列した学習を実施します。（例：個人情報の保護、フィルタリングの必要性、誹謗中傷やネットによるいじめ等について）	学校教育課	継続
防犯灯・道路照明灯などの整備【再掲:1-D-(2)-②】	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくりま す。	・町内会・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助を行います。	市民生活相談課	部分追加
		・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。	道路課	継続
		・PTAや学校と連携しながら、こどもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。	生徒指導推進室	継続
地域における防犯ボランティア活動の支援【再掲:1-D-(2)-②】	・防犯ボランティア活動の充実を図り、こどもたちが安心して生活できる環境をつくりま す。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	総務課	継続
防犯チラシなどの配布	・警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組み ます。	・関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出によ り、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。	総務課	継続

②こども・若者の自死予防と心のケア				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
こども・若者への支援の充実	・置かれている状況や、自死に追い込まれる事情も異なっていることから、関係機関と連携し、個々の状況に応じた相談窓口につなぎます。	・教育委員会や大学等の関係機関と連携して、現状把握や今後の対策について検討します。	健康推進課	新規
		・こどもが不安や悩みを相談できる電話相談の窓口や、厚生労働省が開設するメール・SNS等による相談先を周知します。		新規
③性犯罪・性暴力対策				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
関係機関との連携	・県や民間団体など関係機関との連携を図ります。	・性犯罪・性暴力被害についての相談窓口の周知を図ります。 ・民間団体等と連携し、被害防止に関する啓発講座を実施します。	人権男女共同参画課	新規 新規
体罰や不適切な指導の防止 【再掲:1-A-(2)-③】	・保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修会を開催します。	・市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員を対象に、園における不適切なかかわりや指導の防止に関する研修会を開催し、不適切な保育の未然防止を図ります。	こども政策課	新規
教職員を対象にした不祥事防止のための校内研修の充実 【再掲:1-B-(4)-③】	・体罰や不適切な指導を含めた不祥事を防止するために、各学校・園が定期的に校内研修を実施し、教職員の資質向上や意識強化を図ります。	・各学校・園が実施する不祥事防止のための校内研修の状況を把握するために、報告書の提出を年に2回求めます。	教育総務課	新規
地域における防犯ボランティア活動の支援【再掲:1-D-(2)-②】	・防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくります。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	総務課	継続
子どもの安全対策 【再掲:1-D-(2)-②】	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。	総務課	継続
		・登下校時の見守り活動などを推進します。	総務課	継続
④非行防止と自立支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
非行少年に対する支援	・警察など関係機関と連携し、非行防止及び社会的自立支援を図ります。	・当事者及び家族との面談や警察など関係機関との連携を通じて、居場所の提供や社会体験等の支援を行い、非行防止や社会的自立を図っていきます。	青少年支援室	新規
(6)慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援				
①慢性疾病、難病のあるこどもと家族への支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
疾病や障がいのあるこどもを持つ保護者等への支援	・多様な背景を理解し、的確な保護者支援を実施します。	・各種保健福祉事業を通し、要支援児、要支援家庭の早期発見と、早期支援体制づくりに努め、関係機関との連携を強化します。	こども家庭支援課	継続
		・長期療養児、慢性疾患児に対する相談支援の充実に努めます。		継続
②小児医療から成人医療への円滑な移行に向けた支援				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	

3 みんな大切 みんな幸せ ～個人が尊重され活躍できる機会の充実～

本文	本文 (こども向け)	【継続】現行の計画にも記載があるもの 【部分追加】現行の計画にもあるが、見直しや拡充等により、記載内容に追加があるもの 【新規】現行の計画に記載がなく、この度新たに記載するもの
----	---------------	--

(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

①こども・若者が権利の主体であることの共有と人権教育の推進			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
保育所・幼稚園等における人権教育の推進【再掲:1-A-(2)-③】	・保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、人権教育を推進し、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・教育・保育活動全体を通じて日常的に人権教育の推進に取り組みます。	こども政策課
		・保育所・幼稚園・認定こども園の訪問指導を実施し、教職員の資質向上を図ります。	人権男女共同参画課
		・保育所・幼稚園等の教職員を対象に、人権に関する研修を実施し、「こどもの権利条約」について理解を深めます。	こども政策課 人権男女共同参画課
学校教育における人権教育の推進【再掲:1-B-(1)-②】	・学校における人権教育を推進することにより、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・様々な人権課題について、教科や道徳科などを通じて、こどもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。	人権男女共同参画課
		・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図るとともに、教職員人権教育研修会の中で「こどもの権利条約」について理解を深めます。	

②こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
啓発活動の推進	・固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた広報、啓発活動を進めます。	・各種講座の開催や出前講座の実施による啓発活動に努めます。 ・男女共同参画センター情報誌「ブリエール」の発行やホームページ、SNSによる情報発信を行います。	人権男女共同参画課
教育学びの推進	・男女共同参画の視点に立った意識づくりのための教育や学びの機会を提供します。	・教職員等を対象とした人権研修を実施します。	人権男女共同参画課

③こどものSOSの出し方に関する教育の推進			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
「保健」の授業における「心の健康」の学習	・こどもが、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処方法を身に付けることができるよう取り組みます。	・不安や悩みへの対処には、大人や友だちに相談する方法があることを理解する機会および、具体的な相談の方法や場面などについて学ぶ機会を設けます。	学校教育課
防犯チラシなどの配布【再掲:2-(5)-①】	・警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組みます。	・関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出により、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。	総務課

④こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
こども・若者の意見聴取	・こどもや若者の意見を聴取する機会を創出し、こども・若者の社会参画を促します。	・こどもや若者にとって身近なツールを活用し、気軽に意見表明できる機会を設けます。	こども政策課
		・児童福祉専門分科会こども部会の設置について検討します。	
		・小学校を対象に出前授業を行い、地域やこども施策について考え、自らの意見を表明してもよいことをこどもが実感できるようにします。	

(2) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

①多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			
施 策	内 容	具体的方策	担当課
こどもの遊び場の充実	・こどもや親子連れが楽しむことのできる遊び場を増やします。 ・こどもや親子にとって遊び場やイベントについての情報が広く行き届くよう、情報発信の強化を進めます。	・全天候型の遊び場を含む、親子の遊び場の増設、整備を行います。	こども政策課
		・こどもや若者にとって身近なツールを活用し、より幅広い世代にとって目に触れやすい情報発信のあり方について工夫を行います。	こども政策課
体験学習の充実【再掲:1-B-(2)-⑤】	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動にこどもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、こどもたちと地域との交流を推進します。	生涯学習課
青少年健全育成の推進【再掲:1-B-(2)-⑤】	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。	生涯学習課

②子ども・若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の充実				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
居場所づくりにかかる相談支援 【再掲:2-(1)-(2)】	・子どもの居場所づくりを行う団体に対し、情報提供を行うとともに、適切な関係機関につながるよう支援を行います。 【再掲:2-(1)-(2)】 ・養育環境等に課題を抱える子どもに対して居場所となる場を提供し、必要な支援を行います。	・活用可能な補助金等の情報収集を行い、リストを作成します。	子ども政策課	継続
		・子どもの居場所の提供体制の整備に向けた準備を図ります。		新規
放課後子ども総合プラン 【再掲:1-B-(3)-(2)】	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後子ども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室を令和11年度までに22箇所設置します。 ・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。	生涯学習課	継続
		・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。		継続
【放課後子ども総合プラン】 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 【再掲:1-B-(3)-(2)】	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。 ・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。	生涯学習課	継続
		・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されるように支援していきます。		継続
【放課後子ども総合プラン】 放課後子ども教室推進事業 【再掲:1-B-(3)-(2)】	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしています。	生涯学習課	継続

③地域における包括的な支援体制の構築・強化				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
重層的支援体制整備事業	多機関との連携による包括的な支援を進めます。	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・司法・教育等多機関のネットワークにより、包括的に対応する取組を進めます。	健康福祉総務課	新規
地域と連携した放課後づくり 【再掲:1-B-(3)-(2)】	・子どもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・子どもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、子どもに関わる活動団体・組織が連携して、子どもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	生涯学習課	継続

④若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
MATSUE起業エコシステムの構築	・松江で挑戦する人をオール松江で応援する仕組みをつくります。	・若者一人ひとりの「やってみたい」の実現を支援する、アントレプレナーシップ教育プログラムを実施します。	新産業創造課	新規
		・松江で挑戦する人のためのコミュニティを運営します。		新規
出身学生とのつながりづくり創出事業	・高校生から大学生に対して、一気通貫した情報提供やアプローチを行い、学生自身の松江への想いの醸成や自己実現をサポートすることで本市との関係性を深め、将来的なリターン志向の情勢や関係人口化を図ります。	・学生が主体的に活動して主催する「Matsue学生祭」の継続開催に向けた伴走支援を行います。	定住企業立地推進課	新規

⑤子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革				
施 策	内 容	具体的方策	担当課	
子育ての日事業	・11月19日を松江の子育ての日として設定し、社会全体で子どもや子育てを応援する機運の醸成を図ります。	・子育ての日と連動したイベントやキャンペーン等を実施します。	子ども政策課	新規